

新光運輸株式会社	<h1>安全管理規定</h1>	版数	初版
文書番号 SSMS-0101		頁数	1/7

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規定は（以下「本規定」という）、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第 15 条及び第 16 条第 4 項・5 項及び第 24 条の 3 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規定は新光運輸株式会社の貨物運送事業に係る業務活動に適用する。当社における輸送の安全の確保についての運用は、運行管理規定、整備管理規定、労働安全衛生管理規定その他関連規定と相互に連携して行うものとする。

第 2 章 輸送の安全を確保するための、事業運営の方針

(輸送の安全を確保するための、事業運営の基本的な方針)

第 3 条 社長は、役職員に対して「輸送の安全確保」が事業運営の根幹であることを深く認識し、社内における輸送の安全確保について主導的な役割を果たす。

- 2 現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対して企業理念の浸透を図り「輸送の安全確保」が最も重要であるという意識を徹底する。
- 3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan,Do,Check,Action）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、継続的な輸送の安全性の向上に努める。
- 4 輸送の安全を確保するために、安全に関わる基本的な姿勢を示した「安全方針」を定め、各社員の理解度等を内部監査等で定期的に把握し、全社員が一丸となって事故防止に努める。
- 5 4 の結果を踏まえ、1 年ごとに見直し（現行の安全方針について、周知方法の見直しを含めた変更の必要性の有無を検討する）を行う。
- 6 輸送の安全に関する情報については、ホームページ等を通じ、積極的に公表する。

(安全方針)

第 4 条 社長は、輸送の安全に関する「安全方針」を以下に定める

- (1) 当社は、輸送の安全を第一とする。
- (2) 事故削減のための組織作りを目指す。
- (3) 事故削減のために、マネジメントシステムを構築・運用し、継続的に改善する。

新光運輸株式会社	<h1>安全管理規定</h1>	版数	初版
文書番号 SSMS-0101		頁数	2/7

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送サービスを提供するあらゆる場面において、お客様の安全を優先し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する。
- (2) 組織、社員が活性化するための企業風土を構築し、安全に関する知識を高め、関係法令および「本規定」並びに社内規定を遵守し、安全・安心な輸送に努め、人身事故防止を図る。
- (3) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- (4) プロドライバーの自覚を持たせ、悪質違反（酒酔い、酒気帯び運転、過労、薬物、無資格による運転等、過積載、速度違反による運行、無車検・無保険運行等）を撲滅する。
- (5) ドライブカメラ、ドライブレコーダー等の記録機器及びその他教育ツールを利用し、輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施する。
- (6) 日常点検及び定期点検整備を確実に実施し、車輛点検の結果から頻度の高い不具合について、改善対策等を講じると共に、安全に直結する重大な項目については、遅延なく対応する。
- (7) 安全運転・省エネ運転を推進し、地球環境負荷低減に努める。
- (8) 「エコドライブ運動」を展開し、省エネ運転意識を向上させ CO₂、NO_x 削減を積極的に推進する。
- (9) ヒヤリ・ハット活用による事故の未然防止に努める。
- (10) 年2回、定期健康診断の受診と産業医の指導を活用し、健康に起因する事故の防止に努める。
- (11) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (12) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - 2 傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 協力会社を利用する場合にあっては、協力会社の安全確保を阻害するような行為を行わない。さらに、可能な範囲について、協力会社の安全性向上に努力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標の設定)

第6条 社長は、前条に掲げる重点施策に基づき、安全方針を実現するため、年1回、具体的な「安全目標」を定め、その目標に向けて安全運行に努める。

安全目標は、改善効果が高く、数値的目標にするなど達成度が判断できる目標を策定する。

(年度末毎に、現行の安全目標について、周知方法の見直しを含めた変更の必要性の有無を検討する)

(輸送の安全に関する計画の作成)

第7条 社長は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するため必要な計画を作成する。

新光運輸株式会社	安全管理規定	版数	初版
文書番号 SSMS-0101		頁数	3/7

第3章 輸送の安全を確保するための、事業実施およびその管理の体制

(社長の責務)

第8条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 輸送の安全を確保するための業務および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善の指示を行う。
- 5 会社全体の運送事業の安全管理体制について、経営者による見直し（マネジメントレビュー）に主体的に関与する。

(社内組織)

第9条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者及び運行管理補助者（以下「運行管理者」という）
- (3) 整備管理者及び整備管理補助者（以下「整備管理者」という）
- (4) その他必要な管理者

2 輸送課長は、安全統括管理者の命を受け輸送の安全の確保に関し、本社営業所を統括し指導監督を行う。

3 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気などの理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別表1に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 社長は、貨物自動車運送事業法安全規則第2条の6に規定する要件を充たす者の中から「安全統括管理者」を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障、その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。
- (4) 運行管理者等及び整備管理者等の選任及び運用は、運行管理規定及び整備管理規定に定める。

新光運輸株式会社	安全管理規定	版数	初版
文書番号 SSMS-0101		頁数	4/7

(安全統括管理者の責務)

第 11 条 安全統括管理者の責務は次の事項とする。

- (1) 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全確保が最重要という企業姿勢の意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全確保に関し、その実施・管理の体制を確立し維持する。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を確実に実施する。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図る。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時内部監査を行い、社長に報告する。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関する必要な改善に関する意見を述べる等、事故防止その他安全対策について必要な改善の措置を講じる。
- (7) 運行管理規定に定める運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理規定に定める整備管理が適切に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行う。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行う。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 12 条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施し、社長は、実現に向けて主導的役割を果たす。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第 13 条 社長と現場や運行管理者と乗務員等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有できるように努め、安全管理に取り組む。

2 輸送の安全に関する情報の伝達

- (1) 社長から現場（運行管理者・乗務員）への情報伝達。
- (2) 現場（運行管理者・乗務員）から社長への情報伝達。
- (3) 事務所、点呼場、休憩室等へ輸送の安全に関する情報の掲示。
- (4) 現場巡回、新入社員面接による訓示。
- (5) 現場巡回での乗務員からの意見聴取
- (6) 安全に関する各種会議、打ち合わせによる周知。
- (7) 社長と労働組合代表者との直接の意見交換会の活用。
- (8) 業務改善提案制度の活用。
- (9) 作業指示、点呼による周知。
- (10) 社内教育による周知、指導。

新光運輸株式会社	<h1>安全管理規定</h1>	版数	初版
文書番号 SSMS-0101		頁数	5/7

3 法令等の遵守

- (1) 点呼、現場巡回、添乗指導、路上パトロール等による運行状況の確認。
- (2) アルコールチェッカー活用による飲酒運転撲滅。
- (3) ドライブレコーダーによる運行データ解析と映像確認による安全運転の状況把握と指導。
- (4) デジタルタコグラフのデータ解析による安全運転の状況把握と個別指導。
- (5) 春・秋の交通安全運動の社内徹底と交通安全協会への積極的協力。

4 輸送の安全に必要な手順及び規則

安全統括管理者は、運行管理者及び整備管理者に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順又は規則を作成し、社内に周知する。

5 安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害に関する報告体制)

第 14 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める「緊急時対応マニュアル」による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 社長は、安全統括管理者に指示するなどして、報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施する。
- 5 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第 15 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な年間教育の実施計画を策定し、着実に実施する。

- 2 安全マネジメントに関わる要員は、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等を活用する等して、適切に実施しそれらの実施状況を記録・保管する。
- 3 乗務員等の年齢、経歴、能力等に応じた教育マニュアル、外部講師の研修等を活用し、人材育成を図る。
- 4 初任乗務員は、初任適性診断を受診させるほか、それに応じた教育・研修を行う。
- 5 現任の乗務員に対しては、3 年毎の適性診断を受診させるほか、国土交通省告示に準拠した内容の教育・研修を計画的、効果的に実施する。
- 6 教育訓練の実施状況については、適切に保管する。
- 7 年 1 回、全ての乗務員を対象にした「運転記録証明」を取得し、個別指導を行う。

新光運輸株式会社	<h1>安全管理規定</h1>	版数	初版
文書番号 SSMS-0101		頁数	6/7

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第 16 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントが適切に確立され、実施・維持・機能していることを確認するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
 - 3 内部監査の実施に当たっては、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施する等、監査の客観性が確保できるようにする。
 - 4 内部監査を担当する者は、内部監査の方法について、必要な教育・訓練を受け、効率的かつ効果的に実施する。
 - 5 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。
 - 6 社長は、内部監査実施の重要性について社内へ周知徹底し、積極的に支援する。
 - 7 社長は、前項に揚げるような場合以外で、緊急性と必要性があると判断した場合は、自ら是正処置又は予防処置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第 17 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全のために必要と認める場合には、輸送の安全のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第 18 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規定、輸送の安全に関する教育および研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

新光運輸株式会社	安全管理規定	版数	初版
文書番号 SSMS-0101		頁数	7/7

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 19 条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録および施策の推進に関わる記録は、3年間適切に保管する。

附則

1 本規定は、平成 23 年 1 月 31 日から実施する。